

広告

環境省

環境省からのお知らせです。

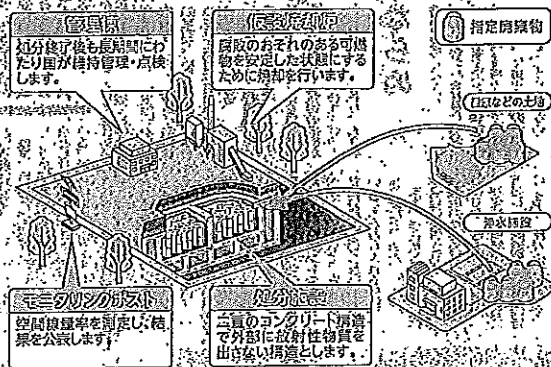
東日本大震災以降、処理できない指定廃棄物を、宮城県内各地の30か所以上で保管していただいています。環境省では、これらを県内1か所に集約して、責任をもって処理を進めます。そのためには、適地選定に係る詳細調査をしっかりと行い、県民の皆様の懸念にしっかりと応えたいと考えています。

県内で保管されている指定廃棄物は、県内で国が責任を持って処理します。

どうして、宮城県内で処理しなくてはいけないのか、福島県に集約して処理するべきではないかというご意見をいただくことがあります。

◎東京電力福島第一原子力発電所の事故により、最も大きな被害を受けている福島県においても、県内で保管されているものは県内で処理すべく地元自治体との協議を進めている状況です。また、避難されている方々のうち、再び元の地に戻ることを望んでいる方がいらっしゃることも事実であり、そういった方々のご意見を無視することはできないと考えています。

◎こうした中で、宮城県の指定廃棄物を最も速やかに処理するためには、県内で保管されているものは県内で処理することが適切であると考えています。なお、宮城県以外のものを持ち込むことは絶対にありません。宮城県の皆様には、ご負担をおかけしますが、環境省は責任を持って、取り組んで参ります。東日本大震災からの復興のために、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



分散保管されている指定廃棄物を1か所に集約し、国が責任を持って安全に処理します。

宮城県内には、東日本大震災以降、処理が滞りやすくなった一帯の残った浄水発生土などを、農家の底土や排水溝敷など、県内各地の30か所以上で一時的に保管していただいています。これらは、保管の長期化による保管者の方々のご負担や、近年頻発している自然災害といった様々な問題を直視しており、できる限り早期に安全に処理する必要があると認識しています。

環境省では、宮城県における市町村長の総意として詳細調査を受け入れるとの表明を踏まえ、現在、安全性を評価・確認するための詳細調査を実施しています。

環境省では、宮城県知事及び全市町村長と意見交換を繰り返し、宮城県の実情に即した選定手法を協定し、その手法にしたがって作業を進め、候補地を絞り候補地3か所を提示しました。その後、詳細調査の候補地が所在する3市町とも協議を重ねてまいりました。

平成24年10月～平成26年10月 県庁～5回 市町村長会議
平成26年 9月～平成26年10月 県庁～4回 候補地選定会議

詳細調査について

詳細調査の候補地は、宮城県知事及び県内全ての市町村長が参加する会議で決定した手法により、既存の地図情報等を使用して選定しました。そのため、候補地として適地であるのか、現地の地盤や地質などに関する詳細な情報を入力し、評価する必要があります。手法としては、現在文献調査を開始しています。今後、地表地質調査、ボーリング調査等を行います。

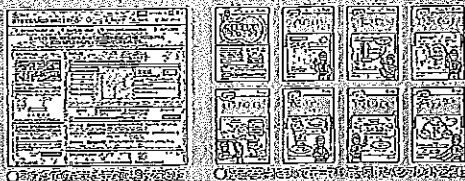
- ①自然災害のおそれ、地盤の安定性、放射能濃度など、安全面での支障の有無
- ②地盤の配置、構造、地質の層位など、地質に関する情報の有無
- ③候補地について、地元からのご意見、ご懸念にしっかりと応えたいと考えています。



7月25日の市町村長会議において、環境大臣から宮城県知事に対して、詳細調査の実施について、市町村長の意見の取りまとめをお願いしました。その上で、8月4日に市町村長会議が開催され、県知事が、市町村長の意見を取りまとめられました。8月7日に宮城県知事が環境大臣を訪問され、宮城県の市町村長の総意として詳細調査を受け入れることを表明されました。これを受け、宮城県内3か所の詳細調査候補地において、詳細調査を実施しています。指定廃棄物を処理する候補地(1か所)はこの詳細調査に基づいて検討します。

環境省は指定廃棄物や処分施設に関する詳しい情報をWEBやパンフレットで紹介しています。

詳しくはこちらのサイトから



放射能物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaikei.env.go.jp/> この広告：指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)